

令和7年度千葉県教育用訪問看護ステーション運営事業業務委託に対する質問と回答

	項目	質問内容	回答
1	提案事業者に関する調書（様式2）	「前年度決算額」と「本年度予算額」は何を記載すべきか。	決算額、予算額ともに売上高（見込高）を御記載ください。
2	所要経費の積算に関する調書（様式4）	どのような購入品が対象か。例えばエコーなどは対象となるのか。	<p>需用費（消耗品、印刷製本等）の範囲内での購入が可能です。備品購入費は対象外になります。</p> <p>エコーなどは備品購入費になりますので購入は対象外ですが、リースする場合は、使用料として計上することができます。</p> <p>（参考）費目の説明 https://www.pref.chiba.lg.jp/suitou/kouhyou/saisaisetu.html</p>
3	委託業務に対する考え方及び提案内容に関する調書（様式5）	看護小規模多機能型居宅介護を行う自施設で他ステーションの看護師が看多機実習を行う場合は本事業の対象となるか。	<p>訪問看護に関係する研修や同行訪問での実地トレーニングを業務内容としているため、看多機での実習費用を全額対象経費とすることはできません。</p> <p>ただし本研修の中での講義メニューとして「訪問看護の多職種連携の取り方」を設定し、多看機実習の事例紹介を行った場合の講師費用等は対象となる可能性があります。</p>